

新たに実施すべきごみ減量・リサイクル施策について(中間答申)

—当面実施すべきごみ減量・リサイクル施策について— 《概要》

1 「当面実施すべき施策」について

(1) 現状の課題と施策の方向性について

◆ 分別排出の徹底

平成 20 年 1 月から実施された「中身の見えるごみ袋」による排出指導などの結果、普通ごみの排出量は減少しているものの、その中にはまだ資源化可能なごみが含まれており、今後のごみ減量に向けて市民の分別排出を一層促進することが必要になっている。

市民の分別排出意識と分別排出に関する知識の更なる浸透によるごみ減量を目指して、啓発・指導を徹底していく必要がある。

◆ 紙ごみ対策

平成 18 年度に大阪市が実施したごみ組成分析調査の結果によれば、家庭系ごみの中には、資源化可能な古紙類が約 15% (約 9 万トン)含まれていると推計されている。

現在も行われている資源集団回収活動を活性化させることなどにより、紙ごみ回収量を増やし、ごみの減量を図ることが可能であると考えられる。

◆ 焼却工場搬入の適正化

焼却工場に搬入される事業系一般廃棄物の中には、資源化可能なごみや混入した産業廃棄物が含まれているといわれている。

産業廃棄物について、引き続き適正ルートへの誘導を図るとともに、あわせて紙ごみ等の資源化可能物については、リサイクルルートへ誘導する方法を検討する必要がある。

◆ ごみ処理手数料の適正化

大阪市のごみ処理手数料は、他都市と比べて安価で、また、処理コストとも乖離しており、排出事業者のごみ減量やリサイクルに対するインセンティブ(動機付け)が働きにくい状況となっている。

ごみ減量・リサイクルをより一層促すためには、「排出事業者責任の徹底」や、「受益と負担の公平性の確保」などの観点から、ごみ処理手数料体系のあり方を検討する必要がある。

(なお、これについては、別途、学識経験者からなる「手数料あり方検討部会」において審議が進められており、後日、「最終答申」の中で施策の方向性が提言される予定である。)

◆ その他検討すべき課題

他都市において広く実施されている「その他のごみ減量・リサイクル施策」についても、その内容や効果について検証を行った上で、施策としての導入の可否等について検討を進める必要がある。

(2) 具体的なごみ減量・リサイクル施策の検討

① 分別排出の指導徹底

ごみの分別に関する説明会(勉強会)のきめ細やかな実施や、「ごみを収集しない」などの方法による個別の啓発・指導の徹底。

② ごみゼロリーダーとの連携強化

ごみゼロリーダーを中心に、市民に身近な単位(町会の班単位など)での「自主勉強会」の開催。

③ 紙パック・乾電池などの拠点回収場所の拡大及び情報提供

市民に身近な公共施設やスーパーマーケット等の民間施設への回収ボックスの設置や、「リサイクルマップ」の作成・配付。

④ 申告制によるベビー服等の回収

これまでの拠点回収に加え、申告に基づく戸別回収の実施。

⑤ 資源集団回収活動の活性化

資源集団回収団体に対する奨励金の引き上げや、新たな集団回収方法のモデル的な実施。

⑥ 事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

展開検査の徹底など検査体制の充実と、排出事業者や搬入者に対する啓発指導の強化。

⑦ ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ

ごみ減量・リサイクルに向けた市民意識の向上を図るための市民フォーラム等の開催や、中小規模事業者による優良な取組みの顕彰と情報発信など。

⑧ ごみ減量の取組みに関する協定の締結

レジ袋の削減や過剰包装の抑制、店頭回収等の実施等に関する幅広い協定を事業者と締結することにより、市民・事業者と協働したごみ減量・リサイクルの取組みを推進。

2 減量目標について

「施策実施後3年から5年でごみ処理量130万トン台の前半」

3 最後に(施策を実施する際の留意点)

(1) 「費用対効果」の検討

(2) 2R(上流対策)を中心としたごみ減量施策の検討・実施

(3) 事業系ごみの減量施策の検討に当たって

- ・ 業種ごとの指導など個別の対応
- ・ 排出事業者からなる業界団体等からの意見聴取などの実施
- ・ ビルオーナーや管理会社への指導啓発の徹底
- ・ 大阪市域の経済活動への十分な配慮